

2024 年度憲法 II (担当: 青井未帆)

期末試験問題冊子

- ※ 問題冊子は、1 頁から * 頁までである。
- ※ 問題は 3 頁目からはじまる。
- ※ 第 1 部はマークシートに、第 2 部は所定の答案用紙に解答せよ。

- ※ マークシートは、学籍番号・氏名欄も含め、かならず鉛筆で解答すること。

! ボールペンは、機械が読み取れない

【このページは白紙です】

第1部 (マークシート式)

※ マークシートに解答すること。

1

【①】から【⑤】の文章中のカッコについて、それぞれの問題のすぐ後ろに掲げてある【語群①】から【語群⑤】の中から適切な言葉を選び、マークシート解答欄1から15にそれぞれ挿入せよ。

(各1点)

【①】近代憲法の出自にも明らかなように、[a]が、人権のなかでも核心にある。他方で[b]も、J. ルソーの議論をはじめとして、脈々と引き継がれていることがわかる。

[a]の例としては、下の語群①における[1]であり、[b]の例としては、を[2]である。

【語群①】

[1] 国民の生活に直接適用される法として、立法、行政および裁判を規定する権利
[2] 人は政治に参加することにより自由であるとして、選挙権・被選挙権などの参政権
[3] 人民自決の権利であり、経済的、社会的および文化的発展を自由に追求できる権利
[4] 経済生活の秩序はすべての者に人間に値する生活を保障することを目的とする正義の原則に適合すると

謳われるところの権利

[5] 自由な意思決定と活動を可能にするための自由権

[6] 私的自治を完全にするための受益権

→ テキスト 6-7 頁、講義内容

[1] → 5、[2] → 2

【②】第二次世界大戦を防ぐことのできなかった国際連盟 (1920 年から 1946 年) の反省を踏まえて設立されたのが、国際連合である。[3]をはじめ、国際的な人権保障が進んだ。[3]を具体化し、法的拘束力を持たせたのが 1966 年の[4]であり、我が国も批准している。そのほかにも多くの条約が結ばれてきており、こんにちではそれらの多くは、[5]を備えている。もともと、我が国は、[5]については留保しつつおいており、批判もなされている。

【語群②】

[1] 国際連合憲章	[2] 国際人権規約	[3] 女子差別撤廃条約
[4] 世界人権宣言	[5] 世界人権条約	[6] 個人通牒制度
[7] 個人通報制度	[8] 選択議定書	[9] 判決履行制度

→ テキスト 7-8 頁、講義内容

[3] → 4、[4] → 2、

[5] → 7

【③】日本国憲法 13 条の保障する幸福追求権の意味内容につき、一般に学説は、一般的行為自由説 (A 説) と人格的利益説 (B 説)

に分かれる。A 説の前提にする人間観は、[6]であり、これに対して、B 説の前提にする人間観は、[7]であると想定される。B 説から A 説へは[8]という批判がなされている。また、A 説の理解に立てば、裁判所の介入しうる範囲が、B 説の理解に立つ場合に比べて[9]。

【語群③】

[1]ごく限られた能力しかもたない存在であり、失敗を繰り返す経験から少しずつ学び取っていく
[2]自らが最善と考える自己の生き方を自ら選択して生きていく人格的・自律的主体
[3]人権のインフレ化が起こる
[4]一つの具体的・個別的な人権と捉えているのは誤りである
[5]狭くなる
[6]広くなる
[7]変わらない

→ テキスト 30-34 頁、講義内容

[6] → 1、[7] → 2、[8] → 3、
[9] → 6

【④】 憲法 76 条は「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」と定めており、「司法」とは「具体的な争訟について、法を適用し、宣言することによって、これを裁定する国家の作用」と、通常、理解されている。これは [10]性の要件と結びつけて理解されており、[10]性の要件は裁判所法 3 条の [11]と同義と考えられている。[11]について判例は「法令を適用す

ることによって解決すべき権利義務に関する当事者間の紛争」と解している。[10]の解決に付随して憲法上の争点が提起されるものについて、一般に「憲法訴訟」と呼ばれている。人権分野で学ぶ判例の圧倒的多くは、[11]を満たす争訟における憲法解釈が問題となっている。民事事件・刑事事件・行政事件いずれにおいても「憲法訴訟」は提起されるが、[11]を満たさない家事事件においても憲法判断がなされることがあり、その例として近時の性同一性障害者特例法 4 号要件についての違憲判断が挙げられる。

人権を制約するには[12]という形式の根拠が必要であり（憲法 41 条）、また、その根拠となる規定は [13]でなければならない。もっとも要請される[13]性の度合いは法規の種類によって異なる。

【語群④】

[1]紛争	[2] 審判の 対象	[3]事件
[4]明白	[5]的確	[6]法律上の 争訟
[7]法律上 の非訟	[8]法律	[9]条例
[0]明確		

→ テキスト 14-15、26-29 頁、講義内容
[10] → 3、[11] → 6、[12]
→ 8、[13] → 0

【⑤】

人権への制約理論として、もはや日本国憲法のもとでは妥当しないものの、

[14]の影響が、公務員等の法制度等に
残っていると見える。こんにち、なお、公務
員をめぐる法制度では広範に人権が制約さ
れている。

伝統的には公務員に就任する権利は
[15]の一種として理解されていたが、
現在では憲法 22 条の保障する職業選択の
自由との関係で取り上げられることも多い。

【語群⑤】

[1]基本権 制限論	[2]一般権 力関係論	[3]特別権力 関係論
[4]社会権	[5]自由権	[6]前国家的 権利
[7]平等権	[9]参政権	[9]適正手続 権

→ テキスト 224-226 頁、講義内容

[14] → 3、[15] → 9

3

問題 16 から 91 について、記述が正しい
場合は、[1] を、誤りである場合は
[2] をマークせよ。

(各 1 点)

16 最高裁決定によれば、性別の変更に関
わる特例を受けるための要件として生殖
腺除去を求めることは、「医学的知見の進
展に伴い、治療としては生殖腺除去手
術を要しない性同一性障害者に対し、身
体への侵襲を受けない自由を放棄して強
度な身体的侵襲である生殖腺除去手術
を受けることを甘受するか、又は性自認
に従った法令上の性別の取扱いを受けると
いう重要な法的利益を放棄して性別変更審

判を受けることを断念するかという過酷
な二者択一を迫るもの」になっている。
最高裁は、「本件規定による身体への侵襲
を受けない自由の制約については、現時
点において、その必要性が低減しており、
その程度が重大なものとなっている
ことなどを総合的に較量すれば、必要か
つ合理的なものということとはできない」
として憲法 13 条に違反すると判断し
た。

→ 1 (令和 5 年 10 月 25 日最高裁大法
院決定。講義で扱った)

17 最高裁判決によれば、障がい者に強制
不妊手術を求めていた旧優生保護法につ
いて、「不妊手術は、生殖能力の喪失とい
う重大な結果をもたらす身体への侵襲
であるから、不妊手術を受けることを
強制することは、上記自由に対する重
大な制約に当たる」。「憲法 13 条は
個人の尊厳と人格の尊重を宣言してい
るところ、本件規定の立法目的は、特
定の障害等を有する者が不良であり、
そのような者の出生を防止する必要が
あるとする点において、立法当時の社
会状況をいかに勘案したとしても、正
当とはいえないものであることが明
らかであり、本件規定は、そのような
立法目的の下で特定の個人に対して
生殖能力の喪失という重大な犠牲を
求める点において、個人の尊厳と人
格の尊重の精神に著しく反する」の
であり、憲法 13 条に違反する。

→ 1 (講義で扱った)

18 問題 16 にも引用した決定もそうであ

ったが、最高裁は「自己決定権」という言葉を用いることに慎重である。過去にも、「エホバの証人」輸血拒否事件において、高裁が輸血拒否について「各個人が有する自己の人生のあり方(ライフスタイル)は自らが決定することができるという自己決定権に由来する」としたが、最高裁は「このような意思決定をする権利は、人格権の一内容として尊重されなければならない」という言い回しを使っている。

→ 1 (テキスト 35-36 頁、講義内容)

19 日本国憲法が定める権利や自由は「常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」とされており(憲法 12 条)、この規定を根拠に、行政機関は命令の形式で義務を科すこともできる。

→ 2 (テキスト 26 頁、講義内容)

20 未成年者も憲法上の人権を保障されているが、権利の性質によっては、未成年者に保障される権利の範囲を狭くすることとしても憲法違反ではない。

→ 1 (テキスト 247 頁、講義内容)

21 判例によれば、国民主権の原理に基づき国家公務員については外国人が就任することは、日本の法体系の想定するところではないが、住民自治の原則に鑑みるならば住民である外国人が地方公務員に就任することは理の当然である。

→ 2 (テキスト 244 頁、講義内容)

22 判例によれば、基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみがその対象と解されるものを除き、日本に在留する外国人にも等しく及ぶが、この保障は外国人在留制度の枠内で与えられるにすぎない。

→ 1 (テキスト 96-97 頁、ハンドブック 8、講義内容)

23 判例によれば、憲法 22 条 1 項の居住移転の自由は、日本人の配偶者である定住外国人については、日本国内のみならず日本に再入国する権利も認めているため、当該外国人の入国許可にあたり、行政の裁量の余地はない。

→ 2 (テキスト 242 頁、講義内容)

24 判例によれば、外国人への社会保障政策について、特別の条約の存しない限り、国の政治的判断によりこれを決定することができ、その限られた財源の下で福祉的給付を行うにあたり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも許される。

→ 1 (テキスト 245 頁、講義内容)

25 判例によれば、特別永住者は、かつて日本が占領したことに伴い日本国籍を一方的に付与されていた朝鮮半島等にルーツを持つ者が、第二次大戦後に日本政府により再度一方的に国籍を剥奪されたという歴史的経緯に鑑みるなら、日本国に在留する定住外国人のなかでも特別な地位を占める者といえ、旧植民地出身者およびその子孫は

職業選択の自由(憲法 22 条)の一環として、公務員に就く権利を有する。

→ 2 (テキスト 240-241 頁、講義内容)

26 学生運動等の履歴を秘匿して会社に就職した者が、試用期間終了後に本採用を拒否されたことについて、憲法 19 条の保障する思想信条の自由や平等条項違反を主張したのに対し、最高裁は「人の思想、信条は身体と同様本来自由であるべきものであり、その自由は憲法 19 条の保障するところ」として、憲法 19 条違反を認めた。

→ 2 (テキスト 251 頁、講義内容)

27 一定の政策目的に対して採られる手段が憲法の保障する権利自由を不当に制限するものでないかを判断する方法として、一般に「目的・効果審査」という思考枠組みが用いられる。これは人権制限の目的が適切であるか、そしてその効果が過度の関わり合いを持つものではないかを判断するものである。

→ 2 (テキスト 24 頁、講義内容)

28 違憲審査としてしての比例原則は、目的の正当性を確定したうえで、目的に対する手段の適合性、目的達成のための手段の必要性、利益の均衡性を審査する枠組みである。

→ 1 (テキスト 25 頁、講義内容)

29 幸福追求権を人格的生存に不可欠な権

利・利益を包摂した包括的権利と解すると、そこにはプライバシーの権利、名誉権、服装の自由などが含まれる。

→ 2 (テキスト 31-32 頁、講義内容)

30 ひとくちにプライバシー権と言っても、性質を異にする内容が含まれる。自己の私的な領域への関与を排除するものと解する場合、裁判例によれば、その侵害の法的救済要件としては、(1) 私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることがらであること、(2) 当該私人の感受性を基準として、公開を欲しないであろうと認められることがらであること、(3) 一般の人々に未だ知られていないことがらであることが要求される。

→ 2 (テキスト 162-164 頁、講義内容:(2) 要件が誤り)

31 プライバシー権の一内容としての、自己に関する情報をコントロールする権利という理解について(いわゆる情報プライバシー権・自己情報コントロール権)、同理解には、他者が保有する自己に関する情報について作為を要求するという側面も主張されており、自己情報開示請求権、訂正請求権という請求権として構成される。判例によれば、このような請求権は憲法上の請求権であるから、たとえ法律に不備があり、法律上の請求権として構成できない場合であっても、憲法を根拠として請求することは否定されない。

→ 2 (テキスト 67-1693 頁、講義内容)

32 判例によれば、思想・信条・身体に関する基本的な情報と、より少ない保護に値する氏名や住所等に関する情報と、どちらかに分類することは困難であり、いかなる情報であるかを問わず、情報の取扱いには格別の慎重さが求められるのであって、最も厳格な違憲審査が必要である。

→ 2 (テキスト 170-171 頁、講義内容)

33 判例によれば、自己情報コントロール権の一環として、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示または公表されない自由を有するものと解され、住民票コードを含む本人確認情報は秘匿性の高い個人識別情報であるものの、個人情報の漏洩の具体的な危険がシステム上、明白にあるとはいえないため、憲法 13 条に違反しない。

→ 2 (テキスト 152 頁、講義内容)

34 日本国憲法上、手続保障に関する条文としては、憲法 31 条があり、本条は手続についてのみ規定しているように読めるが、通説は、その手続が適正であることと、手続だけでなく実体も法律で定められており、さらにその実体も適正であることを要求しているものと理解している。

→ 1 (テキスト 39)

35 憲法 14 条 1 項は「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と規定

しているところ、ここにいう平等は各人の事實的・実質的な違いを考慮にいれた合理的な区別であると理解されており、さらには、それらの違いを是正して平等な状態が作られるよう、積極的に差別是正措置への権利が導かれるものと解するのが通例である。

→ 2 (テキスト 46-47、講義内容)

36 判例によれば、法律とは主権を有する国民が選挙で選んだ代表が責任を持って立法するものであることから、憲法 14 条の保障する「法の下での平等」とはもっぱら法適用の平等を意味し、法内容の平等まで含まれるものではない。

→ 2 (テキスト 45 頁、講義内容)

37 判例によれば、憲法 14 条は、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨と解すべきであり、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは、なんら否定されるものではない。

→ 1 (テキスト 49 頁、講義内容)

38 判例によれば、憲法 14 条 1 項には、差別の許されない事由が列挙されているところ、それらは単なる例示にとどまり、特別な意味が込められているわけではない。

→ 1 (テキスト 54-55 頁、講義内容)

39 判例によれば、法律が所得の性質の違

いによって所得税の取扱に差を設けたとしても、租税に関する立法府の専門技術的裁量を尊重すべきであるので、裁判所の審査の範囲外である。

→ 2(テキスト 51-52 頁、ハンドブック 29、講義内容)

40 判例によれば、学籍番号・氏名・住所・電話番号は個人識別等を行うための単純な情報であり、その限りで秘匿の必要性は高くないものの、このような個人情報についても、自己が欲しない他者にみだりにこれを開示されたくないと考えすることは自然であり、その期待は保護されるべきであるから、それら個人情報は場合によってプライバシーに関わる情報として法的保護の対象となる。

→ 1 (テキスト 152 頁、ハンドブック 25、講義内容)

41 判例によれば、憲法 14 条 1 項後段は単なる例示であり、そこにいう社会的身分とは「人が社会において占める継続的な地位」である。

→ 1 (テキスト 44-46 頁、ハンドブック 31 他、講義内容)

42 わが国に存在してきた差別問題としてアイヌ差別がある。長らくアイヌ民族は保護の対象とされ、北海道旧土人保護法が廃止されたのは 1997 年のことであるが、2007 年の国連総会で自己決定権等の謳われた「先住民族の権利に関する国際連合宣言」

が採択され、これを追い風にして、2008 年に国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で決議された。

→ 1 (講義内容)

43 わが国に存在してきた差別問題として、ハンセン病(元)患者への差別がある。強制隔離収容政策は、治療手段の確立された後にも 1996 年まで継続した。かかる政策への責任を問う国家賠償請求訴訟で熊本地方裁判所は国の責任を認め、国側は控訴を断念した。これに基づき、ハンセン病問題基本法が立法された。

→ 1 (講義内容)

44 判例によれば、尊属に対する殺人に対する法定刑として死刑又は無期懲役を定めていた旧刑法 200 条の目的は、尊属を卑属またはその配偶者が殺害することをもって一般に高度の社会的道義的非難に値するものとするところであり、これを合理的な根拠を欠くものと断ずることはできない。

→ 1 (テキスト 53-55 頁、ハンドブック 31、講義内容)

45 判例によれば、女性のみにも再婚禁止期間を定めることは、婚姻をする自由(憲法 13 条)に直接的な制約を課すため、慎重に合憲性を審査する必要がある、このような制約は性別のみによる別異取扱いに他ならず、再婚禁止の期間の長さを問わず、制度自体が違憲である。

→ 2(テキスト 56-57 頁、ハンドブック 34、

講義内容)

46 判例によれば、遺産分割において非嫡出子の法定相続分を嫡出子の二分の一とすることは、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整という立法目的に合理性があり、手段も立法目的との関係において著しく不合理であるとはいえないから、合憲である。

→ 2 (テキスト 59-60 頁)

47 判例によれば、「氏の変更を強制されない自由」は憲法 13 条によって保障される人格権の一内容であり、夫婦が夫又は妻の氏を称すると定める民法は、事実上、夫婦同氏を強制する効果を伴っており、憲法 13 条に違反する。

→ 2 (テキスト 56-57、ハンドブック 37 テキスト 158-159 頁、講義内容)

48 判例によれば、選挙権という議会制民主主義の根幹をなす重要な権利の価値について区別をすることは原則として許されず、そのような区別をすることがやむをえないと認められる事由がなければならぬが、各都道府県の衆議院議員小選挙区選出議員数を決定するにあたり、有権者数に基づき算出された議員数に 1 を加える方式を採用することは、人口が少ない地域の住民の意見を国政に反映させるためであり、居住地による不合理な差別とはいえない。

→ 2 (テキスト 213-216 頁、講義内容)

49 最高裁が定数不均衡事件について形成してきた判断枠組みによれば、衆議院議員

選挙の場合、(1) 定数較差が平等原則に反する違憲状態となっているか、(2) 違憲状態の是正に必要な合理的期間を徒過したかで判断され、同期間を徒過していなければ違憲となる。(3) もっとも、事情判決的な法理が適用され、定数配分規定が違憲であっても、それに基づく選挙は無効とはされず、選挙の違法を主文で宣言するにとどめられる。

→ 1 (テキスト 213-216 頁、講義内容)

50 判例によれば、憲法は国民に対し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利を保障している。

→ 1 (テキスト 208 頁、講義内容)

51 日本国憲法は、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律で定めるとして、選挙制度の選択や構築は、基本的に立法府の役割であることを宣言している。

→ 1 (テキスト 210 頁、講義内容)

52 判例によれば、憲法 19 条にいう「良心の自由」とは、単に事物に関する是非弁別の内心的自由のみならず、かかる是非弁別の判断に関する事項を外部に表現する自由並びに表現しない自由をも包含するものと解すべきであるから、裁判判決により新聞紙に謝罪広告を載せることを命ずることは、人の本心に反する判断を外部に表現することを命ずるに他ならず、本条に違反する。

→ 2 (テキスト 67 頁)

53 学説において、思想・良心の自由の保障範囲について、大別すると、人の人格形成に関連のある内面的精神活動に限定する説（いわゆる信条説）と、広く内面を包括的に保障する説（内心説）がある。

→ 1 (テキスト 67 頁)

54 判例によれば、音楽専科の教諭に対して卒業式において国歌へのピアノ伴奏を命じる校長の職務命令は、特定の思想を持つことを強制するものではないが、特定の思想の有無について告白することを強要する面がないとはいえない。

→ 2 (テキスト 67 頁)

55 判例によれば、中学校の内申書にその学校の全共闘を名乗って機関紙を発行したなどの記載をする場合、それ自体は客観的な事実であって、生徒の思想、信条そのものを記載したものではないにせよ、記載に関わる外部的行為から思想、信条を了知うるものである。

→ 2 (テキスト 193-194)

56 一般に近代立憲主義における精神的自由権は、信教の自由を求める闘いのなかから確立されたものであり、近代以降の人権宣言には例外なく信教の自由が掲げられているが、大日本帝国憲法には、信教の自由を保障する規定はまったく含まれておらず、

日本国憲法の下ではじめて保障されることとなった。

→ 2 (テキスト 106-107)

57 憲法 22 条のいう職業選択の自由は、職業の開始・継続・廃止における自由だけでなく、選択した職業の遂行自体、すなわちその職業活動の内容、態様における自由をも保障している。

→ 1 (テキスト 131)

58 財産権を保障する憲法 29 条 1 項は「財産権は、これを侵してはならない」とし、同条 2 項は財産の内容は「法律でこれを定める」としており、国会に財産権の内容形成権を付与している。私有財産制度の保障や、現に保有する財産上の権利の保障を侵害する立法は、定立について憲法上厳しい制限が課されていると理解される。

→ 1 (テキスト 139-142)

59 私有財産の収用等が「公共のために」なされる場合には、財産保持者は「正当な補償」を受けることが憲法上、保障されているところ、それは一般に、収用・制限が、特定の個人に「特別の犠牲」を加えたと認められる場合であると理解されている。

→ 1 (テキスト 146)

60 判例によれば、刑事手続上の大原則は、「無罪の推定」（憲法 31 条及び刑事訴訟法 336 条）であるが、被疑者・被告人が罪を自

白した場合はこの原則の例外として扱われてもいたしかたない。

→ 2 (テキスト 152-158)

61 労働者がその使用者と対等の立場(交渉力)を有し、その経済的地位を向上させるために、憲法は労働者に対して団結権、団体交渉権、団体行動権(労働三権)を保障している。

→ 1 (テキスト 198-199 頁)

62 憲法が労働三権を保障していることから、労使間の契約については独立行政委員会である人事院がその内容について調整をはかり得る制度が作られている。

→ 2 (テキスト 198)

63 団体行動権を実効化するために、労働組合法は正当な争議行為を刑事責任から免除しており、それによりたとえば争議行為が刑法の威力業務妨害罪に当たる場合でも「正当行為」として違法性が阻却される。

→ 1 (テキスト 199)

64 明治初年に社寺等から無償で取り上げて国有とした境内地等の財産を、その寺院等に返還する措置を講ずるための「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」は、国有地とされた境内地等をその寺院等に譲与または時価の半額で売り払うこととしているが、過去の経緯に照らせばかかる整理は憲法 89 条の趣旨に反し

ない。

参照

憲法第 89 条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

→ 1 (テキスト 115)

65 判例によれば、市が「村の靖国」とも称される忠魂碑の移設・再建を行い、その移設策の敷地を、忠魂碑を維持管理する戦没者遺族会に無償で貸与した行為につき、憲法 20 条 1 項後段で特権付与が禁止されている「宗教団体」、憲法 89 条にいう「宗教上の組織若しくは団体」とは、「特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体」であり、遺族会はこれには該当しない。

→ 2 (テキスト 114)

66 判例によれば、靖国神社の例大祭等の祭祀に際し、県が玉串料等を奉納することは、戦没者を追悼し、遺族を慰めるためであり、特定の宗教を援助、助長、圧迫、干渉するものではないので、政教分離原則に違反しない。

→ 2 (テキスト 113)

67 判例によれば、天皇が国家神道の中心にあったことを踏まえるなら、皇位継承の際に行われる皇室の祭祀である大嘗祭に公金

を支出することは政教分離原則に違反するおそれがあるため、地方自治体の首長がこれに参加するに際しては、自ら費用を負担しなくてはならない。

→ 2 (テキスト 114-115)

68 政教分離原則違反について判断する基準としてわが国でも用いられることの多い目的・効果基準とは、(1) その目的が世俗的なものであること、(2) その主要な効果が、宗教を助長したり、あるいは、抑圧したりするようなものでないこと、(3) それが、行政的あるいは政治的に、宗教との過度の絡まり合いを促進するものではないこと、の3点から審査を行うものである。

→ 2 (テキスト 204)

69 天皇は天皇家の宗教に基づき宮中祭祀を数多く執り行っているが、それは私的な性質のものと理解されており、経費も内廷費でまかなうこととなっている。

→ 1 (テキスト 209-210)

70 判例によれば、政教分離原則は制度的に信教の自由を保障する制度であり(制度的保障)、かつ信仰における主観的利益を保障するものであるから(人権保障)、これを被侵害利益として損害賠償や差止めを請求することができる。

→ 2 (テキスト 116)

71 大学の自治は、明治憲法においても認め

られてきたものであり、大正デモクラシーを支える鍵となる概念であったが、軍部の台頭により結局は無効化されてしまったため、日本国憲法は学問の自由と大学の自治を二段構えで、明文により保障することとなったと理解されている。

→ 2 (テキスト 117)

72 学問の自由は、学問研究という内面的精神活動の点で内心の自由と重なり、その研究結果の発表については、表現の自由と重なるので、学問の自由を保障する憲法23条の固有の保障範囲は、実質的には存在しない。

→ 2 (テキスト 118-119)

73 学問の自由は大学教授のみの享有する特別な自由と理解されており、すべての市民に自由な研究と研究発表が保障されているものではない。

→ 2 (テキスト 212)

74 判例によれば、大学の学生として学内で集会を行うことができるのは、大学の本質に基づき、教授その他の研究者の有する特別な学問の自由と自治の効果としてであり、学生の集会が真に学問的な研究またはその結果の発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動に当る行為をする場合には、大学の有する特別な学問の自由と自治は享有しない。

→ 1 (テキスト 121 頁)

75 憲法 21 条の解釈として、表現活動への事前抑制は厳しい制限であるから、原則として禁じられると理解されている。同条 2 項後段は「検閲は、これをしてはならない」と定めるが、ここにいう「検閲」と事前抑制の関係について、二つの立場がある。一つは 21 条 1 項と 2 項とを区別することなく理解する一元説であり、もう一つが区別して、検閲を、例外を許さない絶対的禁止と解する二限説である。判例は、事前抑制と検閲を区別することは困難であるとして、前者の立場に立っている。

→ 2 (テキスト 73)

76 判例によると、名誉毀損表現の裁判所による事前差止は、表現の事前抑制であるところ、表現の自由を保障する趣旨に照らすなら、公共の利害に関する事項である場合、表現行為に対する事前差し止めは原則として許されない。

→ 1 (テキスト 74)

77 判例によれば、刑法 230 条で名誉毀損罪が規定された時点で、名誉毀損となる表現については、そもそも憲法 21 条は適用除外されている。

参照

刑法第 230 条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀き損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。

2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実

を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

刑法第 230 条の 2 前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

→ 2 (テキスト 78)

78 判例によれば、情報に接し、これを撰取する自由は、憲法 21 条の規定の趣旨、目的から、その派生原理として当然に導かれる。

→ 1 (テキスト 90)

79 判例によれば、取材の自由は、報道機関が自由に情報を収集する自由を指すが、報道すべき内容を決定する前提に過ぎないため、憲法上の尊重まで要請されるものではない。

→ 2 (テキスト 230-231)

80 判例によれば、法廷は事件を審理裁判するための場なので、傍聴人がメモをとる行為も裁判長の裁量によって統制されなければならない、憲法 21 条に係る問題は生じない。

→ 2 (テキスト 231)

81 判例によれば、報道関係者の取材源がみだりに開示されると、報道関係者と取材源との間の信頼関係が損なわれ、取材活動、ひいては報道機関の業務に深刻な影響を与え

ることに鑑みると、刑事裁判において報道関係者には証言拒絶権が認められる。

→ 2 (テキスト 230-231)

82 判例によれば、選挙の戸別訪問の規制は、表現活動への付随的規制である。

→ 1 (テキスト 85)

83 判例によれば、青少年の保護の観点から、有害図書は表現の自由の保障の対象外とされることは当然であり、青少年にとって購入しやすい自動販売機にこれを収納することを禁じて、表現の自由に関する問題は生じない。

→ 2 (テキスト 235-236)

84 日本も加盟している人種差別撤廃条約により、人種的優越または憎悪に基づく思想のあらゆる流布や人種差別の煽動などを法律で処罰すべき犯罪であると宣言することが締約国として求められたため、大規模な法改正により、特定の人種集団への侮辱や特定の集団の名誉毀損が重罰に処せられる、反ヘイトスピーチ法が制定された。

→ 2 (テキスト 85)

85 判例によれば、芸術性や思想性が認められる文書であっても、判例の定義するわいせつの定義に該当する文書は刑法 175 条の適用対象となる。

→ 1 (テキスト 237-238)

86 判例によれば、放送法が定める訂正放送制度により、放送事業者の放送により権利を侵害された者に、私法上の権利として訂正放送請求権が認められている。

→ 2 (テキスト 89)

87 名誉毀損に対する民事制裁において、表現をした者が、摘示した事実が真実でないことを知っていたか、あるいは簡単な調査で容易に知ることができたのに調査をしなかった場合でなければ、表現者は免責される。

→ 2 (テキスト 243)

88 判例によると、私鉄駅構内は、一般公衆が自由に出入りできる場所であり、表現のための場として理解することができるから、私鉄駅構内でのビラ配布を禁止することは、憲法 21 条に違反する。

→ 2 (テキスト 95)

89 公立図書館は、住民に対して思想、意見その他の種々の情報を含む図書館資料を提供してその教養を高めること等を目的とする公的な場であり、そこで閲覧に供された図書の著作者にとっても、その思想、意見を公衆に伝達する場として機能するのであるから、当該著作者の有する自身の思想、意見等を当該方法によって公衆に伝達する利益は、法的保護に値する人格的利益である。

→ 1 (テキスト 254)

2

90 いわゆる在外邦人選挙権事件上告審判決(最大判平成17年9月14日民集59巻7号2087頁)に関する下記のイからへの見解について、誤りであるものの組合せを、後ろの[1]~[9]のなかから一つ選びなさい。

(1点)

イ) 前記判決は、国民の選挙権またはその行使の制限が正当化されるには、制限の目的が正当あり、そのための手段が目的と合理的関連を有していなければならないとした。
→ 誤り

ロ) 前記判決は、在外邦人が衆議院小選挙区選出議員と参議院選挙区選出議員の選挙について選挙権を行使する制度が存在しないという公職選挙法の規定を、違憲と判断した。
→ 正しい

ハ) 前記判決は、在外邦人が衆議院小選挙区選出議員と参議院選挙区選出議員の選挙について選挙権を行使する制度が存在しないという公職選挙法の規定が、違憲無効であるから違法であるとして、抽象的な違法確認請求を認容した。
→ 誤り

ニ) 前記判決は、在外邦人が衆議院小選挙区選出議員と参議院選挙区選出議員の選挙について選挙権を行使する制度が存在しないという公職選挙法の規定を、違憲と判断したものであるが、直ちに国会議員の過失が

認められるものではないとして、立法不作為を理由とする国家賠償請求は認めなかった。

→ 誤り

ホ) 前記判決によれば、国政選挙において投票をする機会を与えられることは、憲法上保障されているのであり、権利行使の機会を確保するための立法措置を講ずることも必要不可欠である。

→ 正しい

ヘ) 前記判決によれば、比例代表選挙について、在外選挙が繰り返し実施されていたことや、通信手段が地球規模で目覚ましい発達を遂げていることによれば、候補者個人に関する情報を適正に伝達することが著しく困難であるとはいえない。

→ 正しい

[1] イ, ロ, ハ [2] ハ, ホ, ヘ

[3] イ, ハ, ヘ [4] ロ, ニ, ヘ

[5] ハ, ニ, ホ [6] ロ, ハ, ヘ

[7] イ, ハ, ニ [8] ロ, ニ, ホ

[9] ロ, ハ, ホ

→ 以上につき、ハンドブック参照

[90] → 7

91 憲法20条の保障する信教の自由及び政教分離に関する以下のイからへの見解について、誤りであるものの組合せを、後ろの[1]~[9]のなかから一つ選びなさい。

参照

憲法第20条 信教の自由は、何人に対しても

これを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(1点)

イ) 判例によれば、宗教法人に対する解散命令は、世俗的な側面からとはいえ、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に干渉するものであり、裁判所による厳格な審査を必要とする。

→ 誤り (テキスト 109-200)

ロ) 判例によれば、精神の病により異常な行動を示すようになったという者の病平癒を願い、宗教的行為として加持祈祷を行なった場合であったとしても、背中を押さえつけ、手で殴り、常軌を逸した本数の線香を焚くなどをして、死亡させる行為は、信教の自由の保障の限界を逸脱するものである。

→ 正しい (テキスト 107)

ハ) 裁判例によれば、キリスト教の牧師が、学生運動の中で犯罪行為を犯し警察に追われている少年を教会に1週間匿い、その間、少年に自ら出頭するよう説得したことは、たとえこれが信仰上の真摯な目的により動機づけられ、かつ、捜査上も実害がほとんどなかったとしても犯人蔵匿罪にあたる違法な行為であって処罰を免れることは許されない。

→ 誤り (テキスト 111)

ニ) 判例によれば、生徒が自らの信仰に基づき、その通学する公立学校で義務付けられている剣道実技の履修を拒んだために不利益処分を受けることになった事案において、剣道実技不参加が信仰の核心部分と密接に関連する真摯なものであったとしても、公教育が宗教的に中立でなければならないという政教分離原則に鑑みるならば、不利益の内容や程度に関わりなく、これを受忍しなければならない。

→ 誤り (テキスト 109)

ホ) 判例によれば、憲法20条3項の禁ずる宗教的活動とは、宗教との関わり合いを持つすべての行為を指すのではなく、相当とされる限度を超えるものに限られるが、たとえ同項の宗教的活動に含まれないとされる宗教上の儀式等であっても、宗教上の信条に反するとしてこれに参加することを拒否する者に対し国家が参加を強制すれば、信教の自由を侵し、同条2項に違反することがある。

→ 正しい (テキスト 112-113)

ヘ) 判例は、自衛隊退職者等の私的団体(隊友会)による護国神社への殉職自衛隊員合祀申請に現職自衛隊職員が協力した行為について、それが当該私的団体を通じて宗教に間接的に関わっているにすぎないなどとして、政教分離原則違反には当たらないとした。

→ 正しい (テキスト 114)

- [1] イ, ロ, ハ [2] ハ, ニ, ヘ
[3] イ, ホ, ヘ [4] ロ, ハ, ニ
[5] イ, ハ, ホ [6] ハ, ホ, ヘ
[7] イ, ハ, ニ [8] ハ, ニ, ホ
[9] ロ, ハ, ヘ

→ 以上につき、テキスト 106-116 9 頁
[91] → 7

**92 職業選択の自由をめぐる次のイからへ
の見解のうち、誤りであるものの組み合
わせを、後記 [1] ~ [9] のうちの
なかから 1 つ選びなさい。**

(1 点)

イ 最高裁判所は、昭和 62 年の森林法共有
林分割請求事件判決において、小売市場
事件判決を引用しつつ、共有林の分割制
限は経済的政策目的に基づく制約は、積
極目的による規制なので、その規制措置
が違憲とされるのは、規制が甚だしく不
合理であって、立法府の裁量権を逸脱し
たことが明白である場合に限られると
した。

→ 誤り

ロ 判例によれば、租税の適正かつ確実な
賦課徴収をはかるための職業の許可制
については、その必要性和合理性につい
ての立法府の判断が、考慮すべき事柄を
考慮せず、考慮すべきでない事柄を考慮
し、重要視すべきでない事柄に過大の比
重を置いた判断によってなされていな

いかという観点から、合憲性を判断すべ
きである。

→ 誤り

ハ 薬局の開設を許可制とし、その許可基
準の一つとして距離制限を設けること
は、薬局偏在を解消し、無薬局地域や過
少薬局地域への薬局開設等を間接的に
促進する手段として、必要性和合理性が
認められることから、憲法 22 条 1 項に
違反しない。

→ 誤り

ニ 職業選択の自由には自己の従事する職
業を選択する自由に加え、選択した職業
を遂行する自由も含まれる。

→ 正しい

ホ 職業活動は、社会的相互関連性がある
ため、公共の安全や秩序の維持等の社会
全体の利益を確保するため、営業許可制
を含む各種の法的規制が必要とされる
場合がある。

→ 正しい

ヘ 職業は、人が自己の生計を維持するた
めにする継続的活動であり、人格を形成
し発展させていくという人格的価値と
も不可分の関連があるが、これらの意義
は法人については当たらないため、法人
の職業遂行の自由への規制は、個人の職
業遂行の自由への規制よりも緩やかな
審査が妥当し、代表例は西陣ネクタイ事
件最高裁判決である。

→ 誤り

- [1] イ, ロ, ハ [2] ハ, ニ, ヘ
 [3] イ, ホ, ヘ [4] ロ, ハ, ニ
 [5] イ, ハ, ホ [6] ハ, ホ, ヘ
 [7] イ, ハ, ニ [8] ハ, ニ, ホ
 [9] イ, ロ, ヘ

→ 以上につき、テキスト 124-136 頁参照
 [92] → 9

第 2 部 記述式

- ※ 答案用紙に解答すること。
- ※ 答案用紙の追加はない。

次の 1 から 4 の言葉の意味を説明せよ。

なお、解答をする際には、どの問題への
 解答であるか明らかにすること。不明である
 場合には評価の対象にしないこともある。
 (各 2 点)

1 個人主義

→ テキスト 31

2 二重の基準論

→ テキスト 23

3 表現の自由の優越的価値

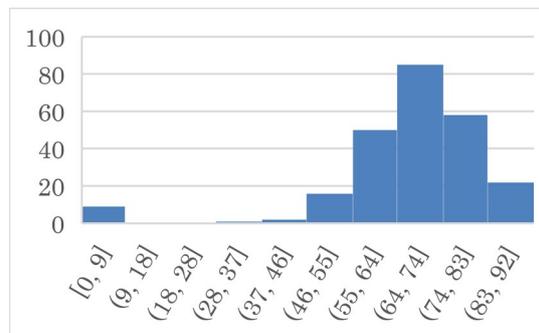
→ テキスト 71-72

4 子どもの学習権

→ テキスト 189

置をとりました。

最終的な得点グラフ (期末試験+出席)



 *識別値の低い問題 3 問への対応として、
 期末試験受験者の得点に一律に加点する措